除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第２号
福井市志比口３丁目２―25
申立人　三田村商店こと　三田村和幸
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月23日
平成26年７月24日　福井簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＢ20849
金額　97,885円
支払期日　平成26年３月10日
支払地　福井県福井市
支払場所　株式会社福井銀行本店営業部
振出日　平成25年11月11日
振出地　福井市
振出人　フクビ化学工業株式会社　代表取締役　八木誠一郎
受取人　三田村商店
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１号
三重県桑名市大字蓮花寺字惣作396番５
申立人　オーケーズデリカ株式会社
代表者代表取締役　川崎　潤也
申立人代理人弁護士　打田　正俊
同　打田千恵子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月９日
平成26年７月25日　津簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ｌ46705
金額　145,950円
支払人　株式会社百五銀行本店営業部
支払地　三重県津市岩田21番27号
振出日　白地
振出地　三重県津市
振出人　三重アスベル株式会社　代表取締役　今井　勤
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第４号
大阪府豊中市原田中１丁目11番２号
申立人　理装工業株式会社
代表者代表取締役　西田　健二
申立人代理人弁護士　井上　伸
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月18日
平成26年７月24日　尾道簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＬ05887
金額　100,380円
支払期日　平成26年４月25日
支払地　広島県尾道市
支払場所　株式会社伊予銀行尾道支店
振出日　平成25年12月20日
振出地　広島県尾道市西御所町８番１号
振出人　福山金属商事株式会社　代表取締役　唐崎　裕敏
受取人　株式会社マツイ
裏書人　株式会社マツイ　取締役社長　松井　正彦
被裏書人　理装工業株式会社
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号
広島市東区光町２丁目９番30―303号
申立人　株式会社中国まさむら遊機
代表者代表取締役　吉武　隆義
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月15日
平成26年７月23日　大分簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ｅ000281
金額　3,322,200円
支払人　大分県信用組合本店営業部
支払地　大分市
振出日　平成26年２月28日
振出地　大分市
振出人　アミューズメントイーグルワン有限会社　代表取締役　林　忠康
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第４号
沖縄県沖縄市池原１―21―９
申立人　水巧房こと　照屋寿美子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月22日
平成26年７月24日　那覇簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＡ65982
金額　1,795,784円
支払期日　平成26年４月３日
支払地　沖縄県那覇市
支払場所　株式会社琉球銀行本店営業部
振出日　平成25年12月５日
振出地　沖縄県那覇市
振出人　ヤシマ工業株式会社　代表取締役社長　仲田　一郎
受取人　水巧房
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目２番１号
債務者　西日本薬業有限会社
代表者代表取締役　山口　賢三
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺田　昭博
４　破産債権の届出期間　平成26年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午前10時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７３４５号
東京都台東区三筋２丁目14番10号
債務者　株式会社創栄社
代表者代表取締役　滝口　義和
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　會田　哲也
４　破産債権の届出期間　平成26年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３４７号
千葉県我孫子市青山828番地
債務者　青山興業株式会社
代表者代表取締役　海老原優伸
１　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平光　哲弥
４　破産債権の届出期間　平成26年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１５８号
岡山県浅口市寄島町7680番地22
債務者　角田　末義
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三村　輝明
４　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
香川県高松市太田上町740番地４
債務者　髙橋　秀政
１　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　雅啓
４　破産債権の届出期間　平成26年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係